資	料	提	供
平成29年11月30日			
担当		財政	
(担当者)		(中西)	
電	話	0857-26	-7043

平成29年11月定例県議会付議案

議案第25号 鳥取県星空保全条例の設定について(水・大気環境課、住まいまちづくり課)

県内随所で天の川を見ることができるような美しい星空が見える環境が清浄な大気と人工光の放出の少なさによってもたらされることを踏まえ、光害の防止に関して、必要な規制を行うとともに、県民等及び事業者の理解を深め、星空環境を県民の貴重な財産として保全することを目的とする。

(概 要)

- ①光害の予防措置
 - ア 屋外で投光器又はレーザー(以下「投光器等」という。)を、人の生命等を保護するために必要な場合等を除き、特定の対象物を照射する目的以外の目的で使用することを禁止する。
 - イ 知事は、アに違反して投光器等が使用されていると認めるときは、当該使用をする者に対し て使用の停止等を勧告し、正当な理由なく当該勧告に従わない者には、当該勧告に係る措置命 令をすることができることとする。
- ②星空保全地域の指定・保全措置と県の支援等
 - ア 知事は、優れた星空環境を有する区域のうち、星空環境を特に保全することが必要なものを、 星空保全地域として指定することができる。
 - イ 知事は、星空保全地域の指定に当たっては、当該星空保全地域に係る星空環境を保全するために必要な照明器具の設置及び使用に関する基準(以下「星空保全照明基準」という。)を定めなければならないこととする。
 - ウ 星空保全地域において照明器具を設置等する者は、星空保全照明基準を遵守しなければなら ないこととする。
 - エ 知事は、ウに違反して照明器具が設置等されていると認めるときは、当該設置等をする者に対して、使用の停止等を勧告し、正当な理由なく当該勧告に従わない者には、当該勧告に係る 措置命令をすることができることとする。
 - オ 県は星空保全地域において、星空保全照明基準を満たすために照明器具の更新、改造等を行 う者に対し、その費用の一部を補助するとともに、その優れた星空環境を活用した地域振興に 資する事業について必要な支援を行うものとする。
- ③環境教育の推進

県は、光害防止に関する普及啓発を行うとともに、美しい星空が見える環境の保全の必要性への理解が深まるよう、教育活動や学習活動への必要な支援を行い、美しい星空を活用した教育の機会の提供や情報提供を行う。

- 4罰則
 - ①イ又は②エの措置命令に違反した者は、5万円以下の過料に処する。

[平成30年4月1日施行 ほか]